

# 保育の特色何故發揮せぬか

目白幼稚園 和田 實

四

小學校の子供は兒童こどもと呼び、幼稚園の子供は幼兒ようじと稱する。小學校の先生は訓導くんしゅうと稱し、幼稚園の先生は保姆ひよしょと呼ぶ。而して、訓導の爲る仕事を教育きょういくと稱するに對し、保姆のする仕事は保育ほいくと呼んで居る。幼兒ようじ、兒童、保姆ひよしょ、訓導、而して、保育ほいくと稱。唯、區別く�せんが爲めの名稱であるだけ考へれば、別段、取り立てゝ、いぶかる必要はないとは云へ、何うなく唯では済まされぬこの様に思へる。否、却つて、其處に、大きな問題が、潛んで居るのであるまいか、一方は就學前で、教授作用の始まらぬ時代、一方は整然と組織された文化の内容を調へたる教授の行はれる時代、是は何うしてか、相當開きのある、差別の著るしい事柄であると云はねばなりますまい。何うなれば、一方は教育の指示する所に従つて、教授と云ふ立派な教育活動が行はれるに對し、一方は之を行ふ能はざる程に幼弱なものと、相手として居るので、其教育の方法は、當然、教授以外の方法に依らざるを得ないからであります。即ち、小學校以上の教育は教授を中心として行はるゝに對し、幼兒の

教育は、教授以外の教育方法を探る可く餘儀なくされて居る。と云ふことになつて居ります。是は大きな問題と云はねばなりません。最も、此就學年齢が現在、満六歳以上となつて居ることには色々議論のあることで、吾々は満八歳を以て、就學年齢とす可しきと希望して居るに對し、保育問題研究會の城戸幡太郎氏などは五歳迄學齡を下げても、宜しからうと云はれて居るので、七歳學齡は一寸不確定なものとなつては居りますが、兎に角、學齡と云ふものを以て、幼兒教育と所謂、初等教育とを境界づけることは、差支ないでせう。そして、學齡前の教育を幼兒保育と稱するに對し、學齡以後の教育を初等教育と稱して區別し、而して、其區別の主要點が教授作用の行はるゝか否かにありとするここには、誰も、異議のないところだらうと思ひます。即ち、假りに、學齡を満五歳とすれば其五歳後の教育は、教授と云ふ教育活動が働き掛ける可きであるが、其五歳以前にありては、當然、教授と云ふ教育活動を控ゆ可き筈のものであると云ふことが出来るでせう。斯様に考へて見る

さ、保育と教育との區別は、明に、教授作用の有無を以て理論的には整然と區別されることであると思ひます。従つて、幼児保育の特色は教育學的に教授のない教育を施すにありと云つて然る可きものでせう、然るに、世間には保育と云ふ仕事も、小學校の教育も、同じ意味のもので、幼稚園の授業も、一種の教授作用を思ひ込んで居る人あるにはあきれます。そして、幼稚園で手技や唱歌や遊戯を教ゆることとは小學校でそれらを教授するのと何等變りはないでないかと云つて居るのですが、是は單に、教へる云ふ動作を「教授」と混同して居るので、大變な誤りであります。學校の教授と云ふのは、立派な内容のある文化財産の傳授を意味するので、單に教へる云ふ動作だけを云ふのではないのです。即ち、小學校で教授して居るのは文化財産の傳授でありますが、幼稚園で、教へるのは、單に遊戯の指示に過ぎないのであります。換言すれば、小學校以上の教育は文化財産の傳授を中心として教育作用が運ばれるのであります、幼児の保育は、單に、幼児の生活を充實することに困つて、行はれるに過ぎないのであります。従つて、幼稚園の教育は教授のない教育と云はねばなりません。

## 生活の充實

既に生活の充實が、幼児教育の主眼點であるとしたら、

先づ幼児の生活は果して、何なんものであるかを知らねばなりませんが、是は主觀的に云へば生理的生活と遊戯的生活、客觀的に云へば家庭的生活と交友的生活と要括すべきものでせう。而して、家庭的生活、生理的生活は主として父兄の管掌する可きものですから、幼稚園として案配すべきものは遊戯的生活と交友的生活であります。そして、此二つの生活の充實方法としては遊戯材料の指導供給としつけ方の型成であります。それで、しつけ方と云ふものは子どもの日常生活の間に自然にしつけることを要するものであり、遊戯は其性質上自由を尊重するものでありますから、幼児教育は子どもが、悠々自適、香氣に遊び暮して居る間に、何時の間にか行はれて行つたと云ふ所に、本質的進展が運ばれて行く可きであります。斯くしてこそ、幼児教育の特色は具體的に顯現されたと云ふ可きでせう。然るに、世間には未だに小學校的な時間割表を掲げ、一日を數時間に區分し、各時間の間に十五分位の休憩時間を採る云ふやり方で、宛然たる學校の授業と何等異なるところなき形式を以て、保育を實行して居る人があります。此の如き事が現在、此東京市内に於てさへ二三に止まらないのであるから、地方にも相當に多く存在するのではないかと思ひます。是は保育の特色を無視する極端なものであります。夫れ程でなくとも、保育事項を以て、學校の教科目と

同様に考へ、教科目の内容を組織する積りで、保育事項の要目を調べ細目を編制して、一種の課程表を作製して居る人があります。是なきも、幼児の生活を中心せず、其遊戲材料を教科材料と同視する嫌あるもので、知らず、識らずの中に、保育の特色を失はせて、遊戲を課程化する恐れるものと云はねばなりません。

### 遊戲と課程

課程と云ふものは教科目の内容の組織され系統化されたもので、文化的價値を多分に有し、且相當に權威を有するもので、妄りに、之を變更することの出來ぬものであります、但、遊戲材料は興味本位のもので、自由なる取捨、變形の許されるものであります。然るに、此區別を無視して、遊戲の課程を作り、課程保育を課するが如きは、折角、自由なる遊戲の本質を束縛して、之を課程化の道程に誘發するものと云はねばなりません。私共は斯う考へます。幼児の生活には「プログラム」はあつても宜しい、獻立表は必要でせう。併し、課程即ち「レッスン」や「カリキュラム」は必要はないと信じます。課程は系統的組織を有する教科内容でありますが、「プログラム」や獻立表は唯、生活の順序を便宜づけたに過ぎないものであります。此區別を無視して「プログラム」や獻立表の代りに課程表を以てすることは、保育の本質を無視したやり方と云はねばなりますまい。子

どもの遊戲生活の進展には組織や系統は必要條件ではありません。

又、或人は豫定出來ることは、之を課程として差支ないではないかと云ふ人がありますが、之も單に、豫定せられた生活の連續に過ぎないものを採つて、系統的に組織を有する文化財産の一連の系列と同一視するもので、是れは、子供の玩具である「きしやご」の若干を採つて以て、一環の珠數と同視する様なもので、僻事と云はねばなりません。要するに、課程と云ふものは文化財の一部分で或系統の下に組織せられた一連の學術であります、但、遊戲は單に、興味本位に、自由に、選擇せられた一塊の娛樂的活動事項で幼児の依つて以て自己活動の對象とするものであります。此兩者の根本的差異を無視して、遊戲を課程化する必要が何處にありませうか、或は又、遊戲を過程化することに因つて、幼児の生活を早く、課程的學習に導入する效果があるではないかと考へて居る人もありますが、是は性急な教育欲の強い人が、徒に、子供の外形的な發達を以て、教育目的を達したかの様に思ひ誤つて居るので、子供の内部的充實的の發達を考へないやり方であります。遊戲生活は幼児の特權であります。遊戲に因つて、幼児は眞實な自己活動を遂げることが出来るのであります。此遊戲生活を存分に味はすことに因つて、幼児の個性は、伸々と進展する

## 第二十三條 園則中ニ規定ス可キ事項左ノ如シ

ここが出来るのであります。遊戯三昧に、ふけるこゝに因つて注意、統覺想像等の強き活動が練習されるのであります。幼兒は實に、遊戯に因つてのみ、自力的發達を遂げて、自己を識り、自力を恃むこゝの自覺を得ることが、出来る

のであります。此幼兒の遊戯三昧を取り上げて、之を早く課程化したこゝろで、内部的に主觀的に何の利益があるでせう。幼兒は唯、徒に、外部の壓迫に慣らされて、消極的に他力活動を爲すに過ぎないこゝになります。之は決して幼兒の生活力を進展させる所以ではありません。吾人は保育問題研究會の方々が、幼兒教育の的をはづれた保育課程の作制なきに腐心せず、寧ろ、幼兒の遊戯其ものゝ研究をモット～日本的に進展せしめられんこゝを望むものであります。

### 法令の改正

遊戯を課程化する誤に陥らしめた責任は何を云つても、法令の不備、誤謬から來て居るこゝを認めねばなりません。現在、幼稚園令には

第十三條 幼稚園ノ：保育項目及其程度、…

二 關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

既に、幼稚教育が幼稚の生活充實主義で行く可き建前にある以上、幼兒の主觀的發達現狀に即して、其環境を整備、按配することこそ保育の任務で、決して、客觀的課程を子さもに附與するこゝが保育の仕事となる可き筈のものでは

### 三 保育課程

右の法令が嚴存する限り、保育事項は幼稚園の教科目であるこ思はれ、従つて、保育課程を作るこゝが、保育問題研究會の當然の仕事の様に考へられるのだぞ思ひます。幼兒教育が幼兒の生活充實でなければならず、幼兒生活が遊戯三昧の生活であるとするならば保育問題の研究としては先づ幼兒の遊戯生活の深き研究から始められて然る可きで、保育課程の如き的外れの研究は無駄の事であるこ思はれます。

幼稚園令施行規定に定められた保育五項目の制定は實に、保育の實狀を無視したもので、幼稚園の保育を學科目中心の學校教育と全然同一視したものと云はねばなりません。従つて、之を視るものが、保育項目を以て、教科目と考へ、課程を作らんとする態度に出るのは當然の成り行きと思はれるのであります。

こなつて居り、幼稚園令施行規定には  
第一條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

ないのであります。且又

遊戯云ふものは課程の如く、其程度を一定す可き性質のものではありません。早い話が、幼児の遊戯として唱ふ唱歌の如き、往々にして兄や姉の學校に於ける教課としての唱歌を模倣、吟唱して樂んで居ることがあります。遊戯としては是等も決して差支ないことで、茲に、遊戯として色々の教育的價値があるので、之をしも、幼児の程度に副はぬものとして禁するが如きは寧ろ幼児の心理を無視した非教育的措置云ふ可きだと思ひます。

斯う云ふことを考へて見ても、保育課程を作り其程度を限定することの愚かなことであることが判るでせう。吾人は斯う幼児保育の思想を誤る様な法令を速に改正して、幼児教育の特色を充分に發揮して、我國の幼児教育をして一段の進展を得しめんことを希望するものであります。

然らば、法令は如何に之を改正す可きか云ふに、吾人の見る所に因れば是等の諸條項は凡て削除して然る可きものご思ふのであります。現在、幼稚園の保育は、實に、是等法令の條項に拘泥せずに行はれて居ます。唯、或る部分に於いて、規定の五項目を教科の如く扱つて居るものがありますが、是等の人も、若し法令が、是等の條項を廢止して、客觀的材料を自由にすれば、却つて、其保育方法を改正すべき方向に目覺めるに相違ないと思ひます。吾人は是

等の要らぬ規定を存在せしむることに因つて、生活充實主義の理想を毀損するの愚を遂げたくないと思ふものであります。現今、全體主義の流行は綜合主義、合科教授等種々の形式を以て、教育の諸相を改良せしめつゝあります。但し、幼児教育の生活充實主義程此全體主義の思想にぴつたりするものはあるまいと思ひます。幼児の生活は個々の保育項目に因つて行はれるものではありません。是等の項目を限定し、其程度を制限するなぞ、凡そ、全體主義思想に逆行するものだと思ひます。

大正十五年四月、法令の發布せられたるには、小學校令に居候して居つた身分を離れて、漸く一人前になつたる云ふ悦びを感じて獨立の法令となつたことを祝しましたが、法令の條項を讀んで行くに従つて、吾人は、大に失望して、ヤレヽ、折角、獨立の法令となつて、幼稚園教育の特色を發揮するのかと思つたのに、然りさは幼児教育の前途も遼遠だわい。云ふ感慨を抱いたものでした。爾來十五年幼児心理も一段の進歩を示して居る以上其保育法も躍進す可きではありますまいか。

希くば幼児教育を理解する方々の力に因つて、速に、此不合理な法令を改正し幼児教育の特色を天下に周知せしむる様致したいものであります。